

富士吉田市農業委員会 令和5年4月定例総会議事録

1 招集期日 令和5年4月26日（水）

2 招集場所 環境美化センター 3階会議室

3 出席委員（10名）

会長 加々美和也（第10番）

第1番 藤井與三郎 第2番 小俣俊子 第4番 小俣 創

第5番 小野利壹 第7番 渡邊孝治 第8番 田邊綾子

第9番 權正常夫 第11番 勝俣道明 第12番 梶原 久

また、出席した農地利用化最適推進委員は3名であり次のとおりである。

眞田眞喜雄、遠山隆雄、羽田善行

4 欠席委員 第3番 佐藤万吉、第6番 渡邊和英、第13番 宮下師貴

5 議事日程

第一 議事録署名委員の指名について

第二 会期の決定について

第三 議案第1号 農地法第4条の規定による許可申請について

第四 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

第五 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

第六 議案第4号 非農地通知交付申請について

6 職務および説明のため出席した職員

農業委員会事務局

事務局長 渡辺孝広

事務局次長 木勢美妃

会計年度任用職員 網倉郷美

7 開議 午後2時5分

○ 議長（会長）

本日は、大変ご苦勞様です。

総会に先立ちまして、定期人事異動により、新たに農業委員会事務局並びに農林課へ配属となりました職員をご紹介します。各自、自己紹介をお願いいたします。

（職員自己紹介）

有難うございました。農林課と農業委員会とは車の両輪であると考えております。富士吉田市の農業振興を推進していくために、農林課の三名の方も、どうぞ、よろしくお願いいたします。

ご挨拶有難うございました。

（農林課職員退場）

それでは、ただいまから、富士吉田市農業委員会 4 月定例総会を開会いたします。開会にあたり報告いたします。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定では、「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。」とされております。令和5年3月31日に滝口 信夫委員が退任し、現に在任する委員は13名となっておりますが、出席委員は9名でありますので、過半数の委員が出席しており、会議が成立する旨、報告いたします。また、同法第29条により、各地区推進委員にも出席を求めていますので、あわせて報告します。

なお、佐藤 万吉委員、渡邊 和英委員、宮下 師貴委員、小俣 和善推進委員、勝俣 敏日古推進委員、舟久保 太郎推進委員から、都合により欠席する旨の届出がありましたので報告します。

○ 議長（会長）

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

これより議事に入ります。日程第一、「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。富士吉田市農業委員会会議規則第44条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議がありませんので、議事録署名委員には、

第12番 梶原 久 委員、第1番 藤井 與三郎 委員を指名いたします。

○ 議長（会長）

次に、日程第二、「会期の決定について」を議題といたします。会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日間と決定いたしました。

○ 議長（会長）

それでは、ここで各申請事案の審査のため、暫時休憩いたします。休憩中、各地区委員会で申請事案の審査をお願いいたします。

（午後 2 時14分休憩）

（午後 2 時17分再開）

○ 議長（会長）

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、お手元に配布いたしました議案について、ご審議願います。

なお、審議にあたっては各地区担当委員会順に議案の審議を進めて参りますので、委員各位にはご了承をお願いいたします。

○ 議長（会長）

続きまして、日程第三、議案第 1 号、「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。第 2 委員会の 1 件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【受理番号 4 の 1 の朗読後】

第 2 委員会の受理番号 4 の 1 号については、申請人が申請地を住宅敷地として利用している追認案件であります。違法状態を解消するもので、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第 2 委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第 2 委員会委員長（小野 利壹 君）

第 2 委員会から報告いたします。4 月 21 日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号 4 の 1 号の申請地は、愛染地蔵尊の北東約 90m に位置しております。始末書によると昭和 55 年に亡父が倉庫を建築し、その後、昭和 61 年にはさらに倉庫の上部に専用住宅を建築し、当時より住宅敷地として利用してきたとのことです。始末書、その他の書類も添付されており、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第 2 委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

○ 第 1 委員会（小俣 創 君）

4条なので、西桂町の方が下吉田住所の宅地を転用するということで、賃貸住宅だったということですか？

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

こちらは申請者の亡くなった父親が作った住宅に申請者の弟が居住しておりましたが、その弟も亡くなり、申請者が相続した物件となります。

○ 第1委員会（小俣 創 君）

はい、わかりました。

○ 議長（会長）

ほかに質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

それでは質疑なしと認めます。これより、第2委員会の1件について採決いたします。第2委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第1号の農地法第4条許可申請の1件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、日程第四、議案第2号、「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。第1委員会の転用許可申請1件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第1委員会の1件の朗読後】

次に、受理番号5の2号については、譲受人が譲渡人より申請地を買い受け、自己住宅用地とするものです。用途指定区域内の第3種農地であり、必要書類も整っているため、許可相当と考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

第1委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号5の2号の申請地は、樂々堂整形外科の北東約120mに位置しています。譲受人が自己住宅を建築するとのことです。必要書類も整っているため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、並びに第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、第1委員会の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。次に、第3委員会の2件について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

【議案第2号 第3委員会の2件の朗読後】

第3委員会の受理番号5の1号については、譲受人が譲渡人より申請地を買い受け、住宅敷地とするものです。用途指定区域内の第3種農地であり、必要書類も整っているため、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の3号については、譲受人が譲渡人より申請地を買い受け、譲受人の娘夫婦が住宅を建築するものです。こちらも用途指定区域内の第3種農地であり、必要書類も整っているため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第3委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第3委員会委員長（田邊 綾子 君）

第3委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。

受理番号5の1号の申請地は、富士吉田警察署の西約200mに位置しております。必要書類も整っているため、許可相当と考えます。

次に、受理番号5の3号については、魚吉会館の南約160mに位置しております。なお、譲受人が買受けた申請地は譲受人の住宅に隣接しており、娘夫婦に貸与して娘夫婦の住宅を建築するものです。必要書類も整っているため、許可相当と考えます。ご審議をお願いします。

○ 議長（会長）

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の2件について採決いたします。第3委員会の2件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。

次に、日程第五、議案第3号、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

○ 事務局長(渡辺 孝広 君)

今回の案件は、設定件数9件です。筆数累計は15筆、面積合計は14,716㎡です。新規設定が1件、他は再設定の案件です。詳細につきましては、資料をご覧くださいと思います。これらはいずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

それでは、利用権の新規設定分で認定農業者案件でないものについて、各地区から現地調査の結果並びに補足説明を第3委員会お願いします。

○ 第3委員会委員長(田邊 綾子 君)

番号8について、第3委員会から報告いたします。4月21日に、新規設定につきまして、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。番号8の農地は、魚吉会館の南西約70mに位置しており、借受人においては野菜の栽培を予定しております。こちらは借受人としての各要件を満たしていると考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長(会長)

それでは質疑に入ります。ただいまの事務局説明、第3委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長(会長)

質疑なしと認めます。これより、第3委員会の1件について採決いたします。第3委員会の1件については、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長(会長)

ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第六、議案第4号、「非農地通知交付申請について」を議題といたします。第1委員

会の1件について、事務局から議案の説明をお願いします。

○ 事務局長（渡辺 孝広 君）

議案第4号の受理番号1号については、登記簿上の地目は畑ですが現況は山林原野となっており、申請地が非農地であることを確認したので、適正と認め非農地通知を発すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの説明に関連しまして、地区担当の第1委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○ 第1委員会委員長（藤井 與三郎 君）

それでは第1委員会から報告いたします。4月21日に、地区委員と事務局で申請のあった現地を確認しました。受理番号1号の申請地は、北口本宮富士浅間神社の西約300mに位置しており、現地はアカマツやヒノキの森林が形成されております。以上のことから、適正と認め非農地通知を発すべきものと考えます。ご審議をお願いいたします。

○ 議長（会長）

ただいまの事務局説明、第1委員会からの説明について、質疑がありましたらご発言願います。

（「質疑なし」の声あり）

○ 議長（会長）

質疑なしと認めます。これより、議案第4号、第1委員会の非農地通知交付申請の1件について採決いたします。第1委員会の1件については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○ 議長（会長）

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号の非農地通知交付申請の1件は原案のとおり決定いたしました。

○ 議長（会長）

以上で、令和5年4月定例総会に付された案件の審議は、全て終了いたしました。その他で、委員各位から何かありましたらご発言願います。

○ 議長（会長）

事務局から報告・連絡事項等がありましたら発言願います。

○ 議長（会長）

委員各位にはご審議等をいただき、ありがとうございました。これをもって、富士吉田

市農業委員会 4 月定例総会を閉会いたします。本日は、大変ご苦勞様でした。

8、閉会 午後 2 時35分

上記のとおり、正確なることを証するため、ここに署名する。

令和 5 年 4 月 26 日

富士吉田市農業委員会

会長（議長） 加々美 和也

委 員 梶原 久

委 員 藤井 與三郎